

## 指 示

令和4年9月20日

青森県知事  
三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 青森県青森市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びはたけしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県十和田市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、なめこ、ならたけ、ぶなはりたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 青森県鱒ヶ沢町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 青森県階上町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、

ならたけ、くりたけ及びくりたけもどきを除く。) について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

令和元年8月28日

青森県知事  
三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成30年11月7日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 青森県青森市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びはたけしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県十和田市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、なめこ、ならたけ、ぶなはりたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 青森県鱒ヶ沢町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 青森県階上町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、ならたけ及びくりたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。